

第3回(8/14)運営会議 委員意見

資料1-2

No.	目標項目	意見要旨	回答	対応
1	①施設入所者の地域生活への移行	地域移行者の対象は意思決定できる65歳以下とするのか。	国の基本指針（令和8年告示）では、地域移行の対象を「令和7年度末時点の施設入所者」としており、年齢による限定はしてない。	
2	①施設入所者の地域生活への移行	・実績の数値については、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの障がい福祉サービスを利用した人とするのか。サービスを利用せず地域移行した人も含むのか。 ・福井市の支給決定者なのか、他市も含めるのか。	・障がい福祉サービス利用の有無にかかわらず、本人の意思に基づき地域生活を開始した事実があれば、「地域移行の実績」として扱う。 ・目標値「令和7年度末の施設入所者数315人の6%」の基準値315人は、福井市の支給決定者であり、実績も同様に算出する。	
3	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	目標②にある研修及び事例検討会の参加する「精神保健福祉に従事している職員」とは具体的にはどのような職員を考えているか。	医療機関、相談事業所、訪問看護事業所、行政等の職員を対象としている。	
4	④福祉施設から一般就労への移行等	目標⑤【新規】令和8年から令和11年度の就労選択支援利用者について、今後は増加を見込んだ目標値にするとよいのではないかと。	令和7年10月に開始した就労選択支援事業については、令和9年度から就労継続支援A型新規利用者の就労選択支援事業利用が必須となることを踏まえ、A型新規利用者の見込み数を加味して目標値400人から550人とする。	目標値変更
5	⑤障害児支援の提供体制の整備等	目標④「児童発達支援センターによる市内の保育所等に対する専門的支援・助言」については、令和7年度の児童発達支援センター機能強化事業評価において放課後等デイサービスと児童クラブとの連携に関する議論が多く見られたことから、目標に児童クラブも明記することで、児童クラブ職員も自ら関係する事項として意識しやすくなると考えられる。	目標④の記載変更 「児童発達支援センターによる市内の保育所等に対する専門的支援・助言」 ↓ 「児童発達支援センターによる市内の保育所、児童クラブ等に対する専門的支援・助言」へ変更	記載変更
6	⑤障害児支援の提供体制の整備等	目標設定の考え方：目標④の表現は、障害福祉サービスである保育所等訪問支援と間違える可能性があるため、表現の精査が必要である。	目標設定の考え方：目標④に事業名を追記する。 「福井市地域障がい児支援体制強化事業において、児童発達支援センターが、障がいの疑いのある段階から本人及び家族に対する継続的な相談支援を行います。また、市内全域の保育所、児童クラブ等を訪問し、専門的支援・助言を行います。」	記載変更
7	⑤障害児支援の提供体制の整備等	目標③医療的ケア児等コーディネーターの配置について、10人となっているが、30人程いると思われるが、市の見解はどうか。	目標数値は、行政側（委託相談支援事業者含む）の医療的ケア児コーディネーター配置数であり、令和7年度において、7人配置している。	
8	⑥相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実に関し、主任相談支援専門員の配置数を数値目標として設定することが可能か。	国の基本指針（令和8年告示）では、基幹相談支援センターの設置を目標としている。本市では、すでに基幹相談支援センターを設置済みであることから、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を目標とした。	
9	⑥相談支援体制の充実・強化等	目標②自立支援協議会で取り組むとなっているが、どこの部会が取り組むのか記載の方が良いのではないかと。	個別事例等の検討から地域課題の抽出は相談支援部会で行うが、抽出された課題は運営会議において、各部会に振り分け、自立支援協議会全体として地域課題の解決に向けて取り組みを行う。	